

観光・MICE推進プログラム【原案】 (令和8年度～令和10年度)



第1 観光・MICE推進プログラムの概要

| | |
|-----------------------|-----|
| 1 観光・MICEに取り組む意義 | P 2 |
| 2 観光・MICE推進プログラムの位置づけ | P 2 |
| 3 観光・MICE推進プログラムの計画期間 | P 2 |

第2 福岡市の観光・MICEを取り巻く状況と課題等

| | |
|----------------------|------|
| 1 第2期プログラムの主な成果と課題 | P 4 |
| 2 観光・MICEを取り巻く状況 | P 8 |
| 3 新たな課題や取り巻く状況の変化 | P 10 |
| 4 第3期プログラムにおける取組みの視点 | P 11 |

第3 取組みの方向性と主要施策等

| | |
|------------------------------|------|
| 1 取組みの方向性と主要施策 | |
| (1) 九州のゲートウェイ都市機能強化 | P 13 |
| ① 量から質への転換に向けた誘客促進 | |
| ② 観光・MICE施設をはじめとする都市機能強化 | |
| ③ 市発着の周遊観光の推進 | |
| (2) MICE都市としてのプレゼンス向上 | P 14 |
| ① 質の高いMICE誘致と地域への波及効果の拡大 | |
| ② MICEにおける受入環境の充実 | |
| ③ SDGsへの貢献と都市競争力の向上 | |
| (3) 地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進 | P 15 |
| ① 地域資源などを活用した昼間の観光の充実 | |
| ② 観光客の来訪に対する市民満足度の向上 | |
| ③ 観光関連産業の持続可能な経営の推進 | |
| 2 目標値 | P 16 |

第4 推進体制とマネジメント

| | |
|----------------|------|
| 1 推進体制 | P 18 |
| 2 推進に向けたマネジメント | P 18 |
| 3 財源 | P 18 |

参考資料

| | |
|-------------------------------|------|
| 福岡市観光振興条例（平成 30 年福岡市条例第 55 号） | P 20 |
| 福岡市宿泊税条例（令和元年福岡市条例第 28 号）抜粋 | P 21 |
| SDGsへの対応について | P 22 |

第1 観光・MICE推進プログラムの概要

- 1 観光・MICEに取り組む意義**
- 2 観光・MICE推進プログラムの位置づけ**
- 3 観光・MICE推進プログラムの計画期間**

1 観光・MICEに取り組む意義

福岡市は、2千年前から大陸との交流窓口の役割を果たし、海外との交流の中で大きな発展を遂げてきました。その長い交流の歴史の中で、海外の文化と融合しながら、あたたかいもてなしの心や熱い人情、博多祇園山笠に代表される祭りや伝統文化など、福岡独自の文化、個性を育んできました。

これらの福岡市が持つ魅力的な地域資源をさらに磨き上げることは、歴史や文化の未来への継承に加えて、自らのまちの魅力の更なる向上につながり、観光客だけでなく市民にとっても重要な意義があります。

また、第3次産業が約9割を占める福岡市において、都市の成長を図るためにには、交流人口の増加による経済の活性化が必要です。特に、観光・MICE産業による経済活動は、その裾野が広く、都市全体が成長していく原動力になります。

都市の成長エンジンである交流の推進により、福岡市・九州の経済発展を牽引し、魅力にあふれ、住む人も誇りを持てる持続的な都市の発展と成長に寄与するとともに、観光客だけでなく市民の利便性の向上にもつながる取組みを推進し、市民満足度の向上と質の高い観光の両立を図り、福岡市の観光・MICEの持続可能な発展を目指します。

2 観光・MICE推進プログラムの位置づけ

平成30年9月に制定された福岡市観光振興条例に定める「市長が講ずる施策」を踏まえ、観光・MICEの取組みの方向性を示した「観光・MICE推進プログラム（以下「プログラム」という。）」を策定し、観光・MICE施策を推進しています。

福岡市観光振興条例（平成30年9月制定）

- ・観光産業の振興（第6条）
- ・受入環境の整備（第7条）
- ・観光資源の魅力の増進等（第8条）
- ・MICEの振興（第9条）
- ・持続可能な観光の振興（第10条）

アクションプランとしてプログラムを策定

3 観光・MICE推進プログラムの計画期間

プログラムの計画期間については、国内外における社会環境の変化にも対応できるよう、令和8年度から10年度の3年間とし、福岡市の観光・MICEの持続可能な発展に向け、実効性のある施策の方向性と取組みを示したものに改定します。

| ～令和元年度 | 令和2年度～4年度 | 令和5年度～7年度 | 令和8年度～10年度 |
|----------------------|-----------|-----------|------------|
| 観光振興条例 (H30年9月制定) | 第1期プログラム | 第2期プログラム | 第3期プログラム |

第2 福岡市の観光・MICEを取り巻く状況と課題等

- 1 第2期プログラムの主な成果と課題
- 2 観光・MICEを取り巻く状況
- 3 新たな課題や取り巻く状況の変化
- 4 第3期プログラムにおける取組みの視点

1 第2期プログラムの主な成果と課題

福岡市では、「九州のゲートウェイ都市機能強化」、「MICE都市としてのプレゼンス向上」、「地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進」の3つの取組みの方向性に基づき、観光・MICE施策を推進してきました。取組みの主な成果及び残された課題は以下のとおりです。

(1) 九州のゲートウェイ都市機能強化

① 観光・MICE施設をはじめとする都市機能強化

マリンメッセ福岡B館を活用した中大型の新規展示会の開催のほか、パブリックアートの設置による賑わい・おもてなし空間の創出などのMICE施設の魅力向上、コンベンションゾーン周辺の交通渋滞緩和のため道路環境整備等の促進などにより、都市機能強化を図りました。

そのほか、観光案内所における情報発信機能の強化や利便性向上を図りました。



<マリンメッセ福岡B館>

② 新たな誘客の開拓

ビッグデータを用いた分析・プロモーションの強化による誘客促進に取り組んだほか、ザ・リツ・カールトン福岡の開業とあわせた付加価値の高い体験型旅行商品の造成や海外商談会でのプロモーションの実施による高付加価値旅行者の誘客のほか、デジタルノマド（国際的なリモートワーカー）が参加する国際カンファレンスの開催などにより、新たな顧客層を獲得し、市場の多様化を推進しました。



<デジタルノマド向けイベント>

③ 市発着の九州周遊観光の推進

西日本・九州の自治体等と連携した西のゴールデンルートの取組みによる魅力的なルート構築や一体的な情報発信、大規模イベントに合わせたプロモーションを実施し、欧米豪旅行者をターゲットとした来訪促進や広域周遊観光を推進しました。また、貸切バス費用の支援等を通じて、修学旅行の新規獲得や継続誘致を図りました。



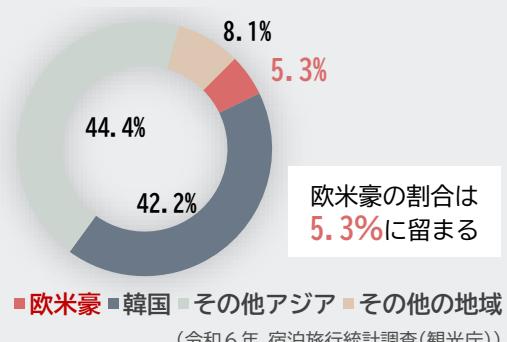
<西のゴールデンルート>

残された主な課題

令和6年時点では、アジア地域からの延べ宿泊者数が86.6%を占め、その半数が韓国となっている一方で、欧米豪の割合は5.3%に留まっており、国・地域別の構成比率を注視していく必要があります。

また、欧米豪の延べ宿泊者数については、増加傾向ではあるものの、令和6年の福岡における欧米豪の延べ宿泊者数は36.6万人であり、日本全体と比較すると、伸びしろがある状態となっています。

【図1】福岡に宿泊したインバウンドの属性



(2) MICE都市としてのプレゼンス向上

① MICE誘致強化とビジネス機会の創出

企業ミーティングや報奨旅行、展示会の誘致・開催の強化に取り組むとともに、日本初開催である「世界観光ガイド連盟総会」や「アジア・オセアニア地球科学学会」などの質の高い国際会議を誘致したほか、リニューアルした住吉神社能楽殿での国際会議レセプションの開催など、ユニークベニューの新規開拓を行いました。

また、宿泊事業者に対するアンケートで、MICE開催により、平日の宿泊客の増加につながっているとの回答が約6割となるなど、平日への旅行需要の分散化に寄与しました。



<住吉神社能楽殿でのレセプション>

② MICEにおける受入環境の充実

世界水泳選手権大会の開催にあわせて、インバウンド向け情報発信や企業と連携した多言語化の推進などによる受入環境整備のほか、おもてなしイベントなどによる賑わいの創出や来訪者の周遊促進を図りました。

また、福岡市植物園で花をテーマとしたMICEである「Fukuoka Flower Show Pre-Event」を開催し、企業と連携したまちなかでの花装飾などの賑わいの創出など、受入環境の充実を図りました。



<Fukuoka Flower Show>

③ SDGsへの貢献と都市競争力の向上

ヴィーガン等対応店舗のマップ作成・配布や市民向けPRイベントの開催、インフルエンサーを活用した情報発信などによる食のユニバーサル対応など、多様性に配慮した観光・MICEの推進のほか、宿泊施設のCO2排出量の可視化や関連事業者とのマッチング支援等を実施し、SDGsへの貢献及び都市競争力の向上を図りました。



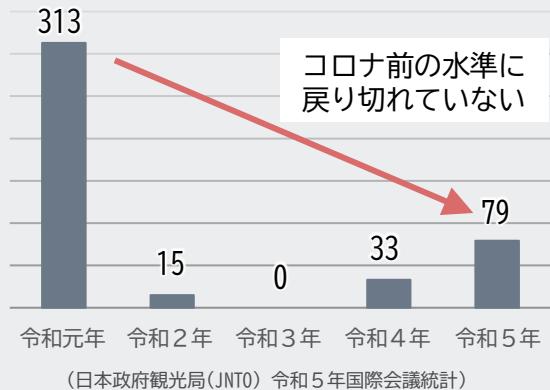
<ヴィーガン対応店舗紹介>

残された主な課題

国際会議の開催件数（JNTO基準）は、令和5年時点で79件となっているほか、外国人参加者数はコロナ前の約5割程度とまだ少ない状況にあります。

また、今後も福岡市ならではの地域資源などを活用したユニークベニューの充実や、国際会議の開催に合わせた市民向けイベントの開催などにより、MICE誘致に係る福岡市の都市の魅力及び競争力、MICE開催による波及効果を高めていく必要があります。

【図2】国際会議の開催件数（JNTO基準）



(3) 地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進

① 地域資源等を活用した観光振興

博多旧市街や福岡城・鴻臚館、海辺を活かした「Fukuoka East & West Coast プロジェクト」などにおける受入環境の整備など、自然や歴史、伝統文化などの観光資源の磨き上げによる地域の魅力向上や周遊ルートの作成・情報発信による回遊促進を図りました。

また、観光情報サイトやSNSを活用し、屋台をはじめとした福岡市の食文化の認知度向上に向けた情報発信を実施し、福岡市の食文化が大手海外メディアなどで高い評価を受けました。



<志賀島の無電柱化や歩道の美装化>

② 持続可能な観光産業の形成

宿泊業界を対象とした合同就職説明会の開催などにより、人材不足の解消に寄与したほか、宿泊施設の生産性の向上や飲食店のデジタル化への支援に取り組みました。

また、商店街の魅力発信などにより、来訪者数の増加や回遊性の向上を図り、観光による地域への経済効果の波及拡大に取り組みました。



<宿泊業界の合同就職説明会>

③ 観光と市民生活との調和

福岡空港駅エレベーターの増設や観光地周辺の公衆トイレの建替えを行い、観光客だけでなく市民の利便性の向上にもつながる取組みを推進しました。

また、インバウンド向けマナー啓発動画の交通結節点等での放映やトイレ壁面へのステッカー掲出などを実施したほか、市民・事業者向けに観光・MICEの経済効果を可視化したリーフレットの配布などによる広報を行い、観光・MICE振興への理解促進を図りました。さらに、「福岡市おもてなしサポートー」を新設し、市民がガイドに参画しやすい体制を整備しました。



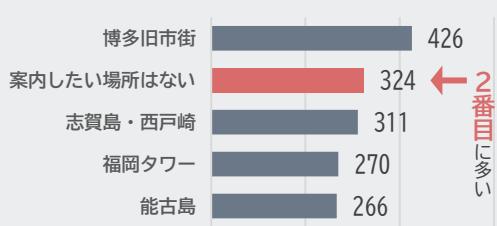
<マナー啓発動画>

残された主な課題

観光市民意識調査における「福岡市内で案内したい場所」の設問に対し、博多旧市街が最も回答数が多かったものの「案内したい場所はない」との回答が2番目に多かったほか、事業者からは観光スポットを聞かれるが答えきれない、昼間に観光する場所がない、広報不足ではないか、郊外の魅力をもっと発信してほしいといった声が寄せられています。

また、全国的に宿泊業従事者の年収が低い状況にあり、令和6年時点の福岡県の年収水準は382万円となっています（全産業平均は493万円）。

【図3】福岡市内で案内したい場所(件)



(令和7年度 観光市民意識調査(福岡市))

【図4】事業者からの意見

- ✓ 観光資源がないと言われるが、市民が知らず、広報不足ではないか
- ✓ おすすめの観光スポットをよく聞かれるが答えきれない
- ✓ 魅力ある観光資源があるが、長期滞在に繋がっていない
- ✓ 志賀島の魅力が伝わっておらず、もっと発信してほしい

(令和7年度 観光市民意識調査(福岡市))

(4) 目標に対する実績

第2期プログラムにおいては、地域経済のコロナ禍からの回復とさらなる活性化、持続可能な可能な観光地域づくりを目指し、定めた方向性に基づき、観光・MICE施策を推進しました。

取組みの結果、「①観光・MICE需要の早期回復に係る目標」である、入込観光客数、観光消費額、宿泊施設の客室稼働率については達成する見込みです。一方で、「②持続可能な観光・MICEの推進にかかる目標」である、福岡に来訪した観光客の満足度、市民が観光客を受入れることへの意向については未達となる見込みで、特に市民が観光客を受入れることへの意向は、目標を大きく下回っている状況です。

—— 第2期観光・MICE推進プログラム（令和5年度～7年度）の達成状況 ——

| 指 標 | 項 目 | 目 標 (令和4年設定) | 実 績 (直近の公表ベース) |
|------------------------|-------------------|-----------------|------------------------|
| ①観光・MICE需要の早期回復にかかる目標 | 入込観光客数 | 2,300万人 | ▶ 達成 2,309万人 (令和5年) |
| | 観光消費額 | 6,000億円 | ▶ 達成 6,192億円 (令和5年) |
| | 宿泊施設の客室稼働率 | 70% | ▶ 達成 80.4% (令和6年) |
| ②持続可能な観光・MICEの推進にかかる目標 | 福岡に来訪した観光客の満足度 | 90% | ▶ 未達 88.4% (令和6年) |
| | 市民が観光客を受入れることへの意向 | 80% | ▶ 未達 51.3% (令和7年) |

2 観光・MICEを取り巻く状況

福岡市の観光・MICEを取り巻く状況は以下のとおりとなっています。

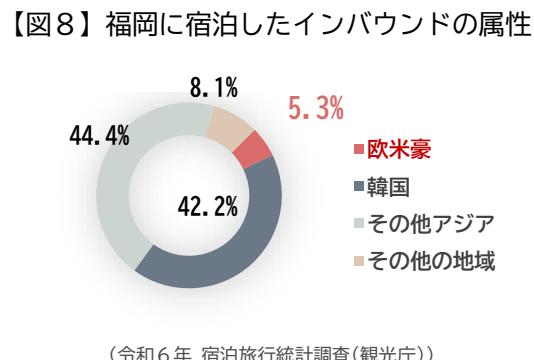
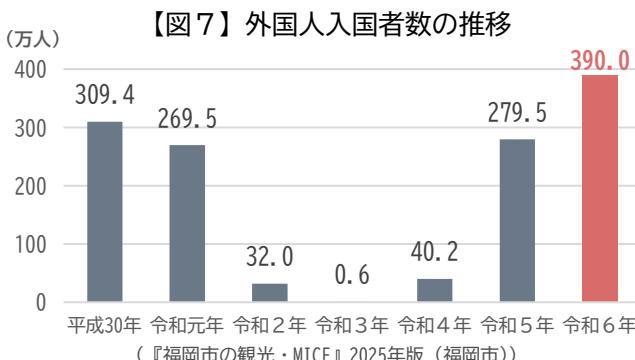
(1) 入込観光客数・観光消費額

コロナ禍により、入込観光客数、観光消費額のいずれも落ち込みましたが、その後、大きく増加しています。令和5年時点では、入込観光客数は2,309万人、観光消費額は6,192億円となり、それぞれ過去最高を記録しました。



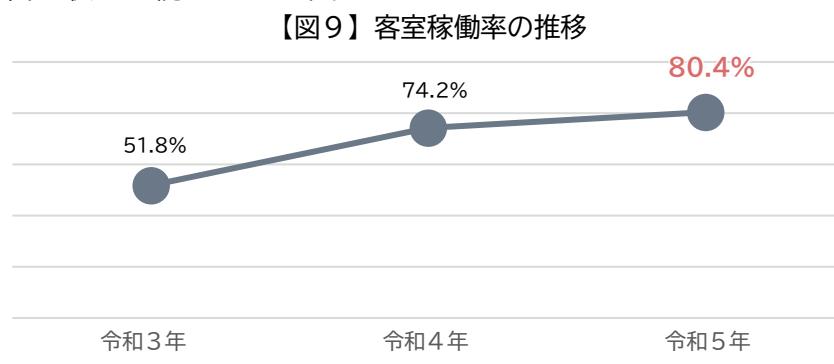
(2) 外国人入国者数等

外国人入国者数については、令和6年時点で390万人となり、過去最高を記録するなど、大きく増加しています。一方で、令和6年時点で、福岡への外国人延べ宿泊者数の86.6%がアジア地域からの来訪となっており、そのうち韓国が半数を占めるなど、来訪者の属性に偏りがあります。また、欧米豪の割合は5.3%に留まっている状況です。



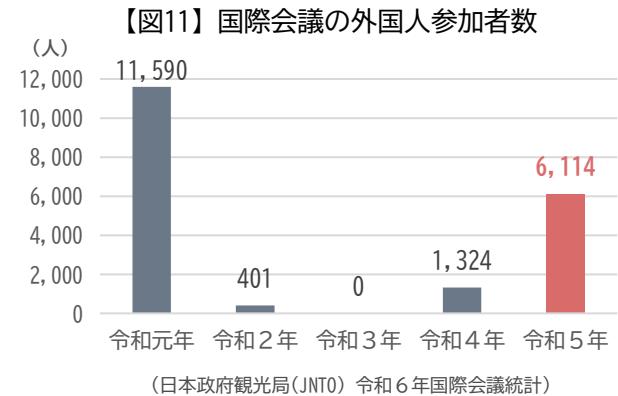
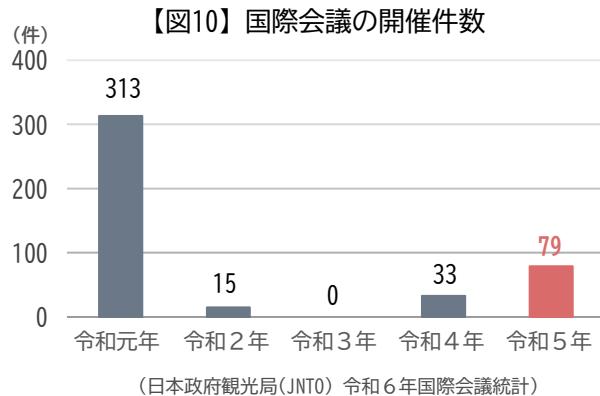
(3) 宿泊施設の客室稼働率

宿泊施設の客室稼働率については、令和6年の年間平均が80.4%を記録するなど、観光客の増加に合わせ、高い状態が続いているいます。



(4) 国際会議の開催状況

ハイブリッド会議が中心だった国際会議ですが、現在は、対面会議の開催件数が増加している状況です。一方で、令和5年の国際会議の件数については、JNTO（日本政府観光局）基準では79件となっているほか、外国人参加者数も約5割程度となっています。



(5) 開催が予定されている大規模イベントや受入環境整備の状況

今後、開催が予定されている大規模イベントや受入環境整備の状況は次のとおりです。

| 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|--|---|---|---------------|
| 第2期プログラム | 第3期プログラム（令和8年度～10年度） | | |
| ○福岡空港第2滑走路供用開始 ○ONE FUKUOKA HOTEL開業 | ○福岡プリンスホテルももち浜開業 | ○福岡空港複合施設開業 ○福岡空港ビジネスジェット専用施設運用開始 ○エースホテル福岡開業 | |
| | ○世界観光ガイド連盟会議2026 ○Fukuoka Flower Show2026 ○国際プラネタリウム協会2026年大会 ○アジア・オセアニア地球科学学会2026 | ○日本緩和医療学術大会（令和7～9年度） | ○日本外科学会定期学術集会 |
| | ○北崎立ち寄りスポット供用開始 ○博物館南側広場リニューアル ○鴻臚館北館東門・堀の復元 ○ボートレース福岡パーク（仮称）開業 | ○鴻臚館跡展示室リニューアル | ○鴻臚館体験活用施設の設置 |
| ○大阪・関西万博 ○東京2025世界陸上 | 第5次観光立国推進基本計画（令和8年度～12年度予定） | | ○国際園芸博覧会（横浜） |

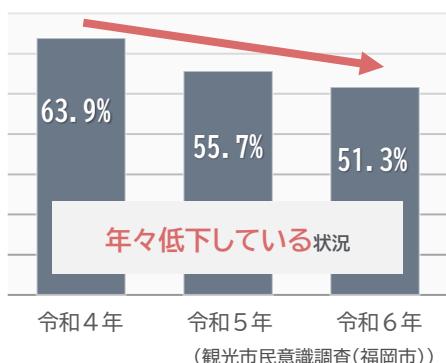
3 新たな課題や取り巻く状況の変化

上記1及び2のほか、福岡市の観光・MICEを取り巻く状況の変化や新たな課題は以下のとおりとなっています。

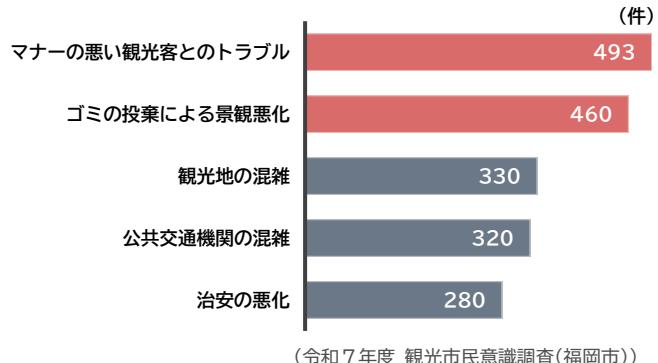
課題・状況の変化① 観光客の来訪に対する市民満足度の低下

インバウンドの急激な増加により、市民が観光客を受け入れることへの意向が年々低下している状況です。また、インバウンドのマナー問題やゴミの投棄による景観悪化などを実感している件数が増加してきています。

【図12】市民が観光客を受け入れる意向



【図13】市民が実感する観光課題

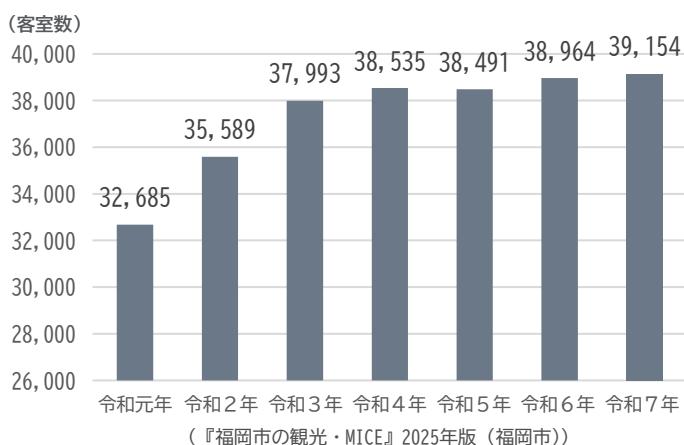


課題・状況の変化② 観光関連産業の供給力不足・従事者の継続労働意欲の低下

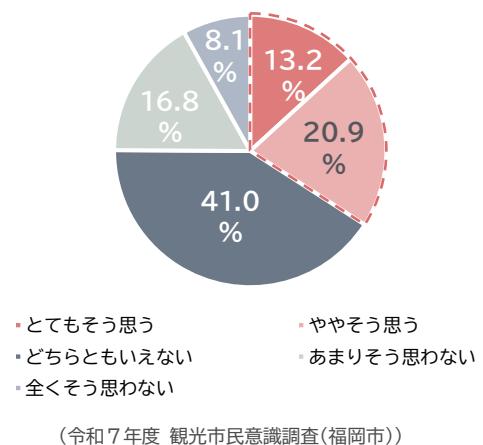
観光客の増加により宿泊業では、客室稼働率が高い状態（令和6年の年間平均80.4%）が続いているなど、観光関連産業全体の人材不足などの供給力不足のほか、従事者の働き続けたいとの気持ちが低い状況にあります。

福岡市では、宿泊業に特化した合同就職説明会などを実施しており、宿泊事業者に対するアンケートの結果では、全体的な人材不足ではないものの、外国語人材や調理などの特定部門において人材が不足しているとの意見が出ています。

【図14】福岡市のホテル・旅館の客室数の推移



【図15】今後も観光関連産業に従事し
続けたいと思う従事者の割合（単一回答）



課題・状況の変化③ 観光客の受入環境の充実

現在、福岡空港では空港活性化を目的とした設備投資が進められており、令和9年度に予定している福岡空港ビジネスジェット専用施設の設置などにより、高付加価値旅行者が求める条件の一つであるスムーズな入国が可能となる見込みです。

4 第3期プログラムにおける取組みの視点

第2期プログラムにおける成果や課題、取り巻く状況の変化などを踏まえ、第3期プログラムにおいては、福岡市の観光・MICEの持続可能な発展を目指し、質の高い観光と市民満足度の向上の両立を図るため、次の5つの視点で取組みを進めていきます。

視点① 観光客の来訪に対する市民の満足度向上



観光客だけでなく、市民にとっても利便性が向上する取組みの更なる推進や、観光による経済効果などの情報発信による理解促進を図ります。また、インバウンドに対するマナー啓発や混雑緩和に取り組み、市民が観光客を受入れることへの意向の向上を図ります。

視点② 観光関連産業の賃金上昇に向けた稼ぐ力の向上支援



観光関連産業の人材確保や従業員のキャリア形成に向けた支援のほか、賃金上昇に向けた経営者層に対する意識啓発、生産性の更なる向上に取り組み、観光関連産業の賃金上昇に向けた稼ぐ力の向上を支援します。

視点③ 量から質への更なる転換



西のゴールデンルートによる欧米豪旅行者の更なる誘客を推進します。また、きめ細やかな対応ができるガイドの育成や体験型旅行商品の造成に加え、旅程全体を手配できる旅行会社の設立支援を推進し、高付加価値旅行者の更なる誘客に取り組み、量から質への更なる転換を進めます。

視点④ 質の高いMICE誘致及び地域への波及効果の拡大



質の高い国際会議の誘致に向け、会議主催者となる大学教員への情報発信や誘致から開催までの伴走支援など、大学との連携を強化します。また、文化財などを活用したユニークベニューの開拓のほか、ビジネスや市民参加の機会創出等により、質の高いMICEの誘致及び地域への波及効果の拡大を図ります。

視点⑤ 地域資源の磨き上げによる昼間の観光の充実



食文化やエンターテインメントなどの夜間の観光の充実に引き続き取り組むほか、自然や歴史、伝統文化などの地域資源をさらに磨き上げ、ストーリー性のある市内周遊ルートの構築や体験機会の創出によるまち歩きの魅力向上などにより、昼間の観光の充実を図ります。

第3 取組みの方向性と主要施策等

- 1 取組みの方向性と主要施策**
- 2 目標値**

1 取組みの方向性と主要施策



(1) 九州のゲートウェイ都市機能強化

グローバル都市としてのゲートウェイ機能を高めるため、MICE施設の機能強化のほか、来訪者の利便性向上、回遊の円滑化などによる都市機能の強化に取り組むとともに、福岡市への幅広い誘客と九州周遊観光の促進により九州経済の活性化に貢献します。

① 量から質への転換に向けた誘客促進

付加価値の高い観光の推進

西のゴールデンルートの取組みによる欧米豪などへのプロモーションや、ガイド育成や旅行商品の造成などの受入環境の充実を図り、高付加価値旅行者の誘客に取り組みます。

また、訪日客の特性に合わせたプロモーションなどにより、特定の国・地域に偏るのではなく、幅広い国・地域からの誘客に取り組みます。

多様なライフスタイルにあわせた需要開拓

多様化する働き方やライフスタイルにあわせ、長期滞在に繋がるコンテンツ開発やデジタルノマドを対象としたプロモーションなどに取り組みます。

② 観光・MICE施設をはじめとする都市機能強化

MICE施設などの都市機能の強化

MICE・ビジネスの国際競争力やゲートウェイ都市機能を高めるため、ウォーターフロント地区におけるMICE施設の機能強化や質の高いホテルの誘致に向けたプロモーションなどに取り組みます。

観光・MICE施設などにおける利便性向上・おもてなし空間の創出

観光客の情報収集における利便性向上や観光案内機能の強化を図るほか、MICE施設周辺における演出等に取り組み、来訪者のおもてなし空間を創出します。

③ ゲートウェイ機能を活かした周遊観光の推進

九州周遊観光の推進

魅力ある観光コンテンツを有する九州の自治体と連携し、福岡市を起点とする周遊ルートの形成やプロモーションに取り組み、福岡市への来訪機会の創出と九州全域の観光への貢献を図ります。

国内観光客へのアプローチ強化

大規模市場である関東圏や関西圏を中心としたプロモーションの実施により、継続的な来訪が見込める修学旅行の誘致や、都市圏周遊の推進など、国内観光客へのアプローチを強化します。

(2) MICE都市としてのプレゼンス向上

福岡市の強みであるMICEにより地域経済の活性化や市民の学びの場の創出などを図るとともに、質の高いMICE誘致や受入環境のさらなる充実、SDGsへの貢献などに取り組むことにより、国際観光・MICE都市としての目的地になることを目指し、都市のプレゼンス向上を図ります。

① 質の高いMICE誘致と地域への波及効果の拡大

質の高いMICE誘致

都市のプレゼンス向上につながる国際会議や市民・事業者と一体となってMICE参加者へのおもてなしに取り組む大型MICEなど、シンボリックなMICEの誘致に取り組むとともに、ユニークベニューでの文化財の活用を促進します。

経済の活性化に向けたMICE誘致

大学への情報提供や開催に向けた伴走支援など、大学との連携強化に取り組み、福岡市の強みである医療・医学をはじめとする学会などのコンベンションの誘致・開催の強化を図ります。

新たなビジネス機会の創出

企業ミーティングや報奨旅行、展示会の誘致のほか、MICE開催にあわせたビジネス機会の創出など、新たな需要開拓に取り組み、地域産業の活性化を図ります。

② MICEにおける受入環境の充実

大型MICE等に向けた受入環境の充実

大型MICE開催時における賑わいの創出や多言語対応などの受入環境の充実を図るとともに、災害時における観光客への対応や、ストレスフリーで快適な観光など、来訪者が安全・安心に過ごすことができる環境の充実を図ります。

③ SDGsへの貢献と都市競争力の向上

観光・MICEにおけるSDGsの推進

観光・MICE事業者へのSDGsの理解促進と取組みを支援し、国内外に情報発信することにより、世界共通の目標であるSDGsを促進し、都市間における競争力を高めるとともに、地域資源を活かしたサステナブルツーリズムに資する取組みを進める事業者を支援します。

多様性に配慮した観光・MICEの推進

食のユニバーサル対応をはじめ、様々な国・地域からの来訪者や幅広い世代など、多様な人が観光を楽しむことができる環境の充実を図ります。

(3) 地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進

自然や歴史、伝統文化など、これまで受け継がれてきた地域資源等を磨き上げ、都心部だけでなく郊外も含めた地域の魅力向上や回遊促進に取り組み、昼間の観光の充実を図ります。

また、観光産業の振興のほか、観光客の増加に伴う課題への対応や市民の利便性の向上にもつながる取組みを推進し、市民満足度の向上を図ります。

① 地域資源などを活用した昼間の観光の充実

歴史や伝統文化を活かした観光の推進

博多旧市街、福岡城・鴻臚館における受入環境の整備のほか、体験コンテンツの開発や散策ルートづくりなど、歴史や伝統文化を活かした観光を推進します。

また、市内に点在する文化財やまつりなどの伝統文化の磨き上げなどにより、テーマやストーリー性のある周遊ルートの構築・地域の魅力発信を通じて、来訪者の回遊性を高めます。

自然など地域資源を活かした観光振興

海辺を活かした「Fukuoka East & West Coast プロジェクト」や農山村地域でのグリーンツーリズムの推進による自然豊かな地域の魅力発信、受入環境の充実のほか、水辺空間を活かした「リバーフロントNEXT」などによる賑わい創出に取り組みます。

文化・芸術を活用した観光振興

ミュージアムなどの文化施設や文化資源の魅力増進、「Fukuoka Art Next」などと連携した誘客や回遊性の向上のほか、アートを活かした観光の推進を図ります。

食文化やエンターテインメントの魅力発信

福岡ならではの食文化やエンターテインメントの国内外に向けた情報発信の強化などにより、昼夜楽しめる観光を推進します。

② 観光客の来訪に対する市民満足度の向上

観光による市民の利便性の向上と理解促進

観光客だけでなく、市民にとっても利便性が向上する取組みの更なる推進を図ります。また、観光・MICE振興による市民の利便性向上や経済効果などに関する情報発信を行うとともに、地域住民に対する観光・MICE施策の情報提供等に取り組みます。

観光客の増加に伴う課題への対応強化

観光客の増加に伴う、まちなかや公共交通機関の混雑、ゴミの投棄などのマナー問題への対応に向け、混雑緩和を図るためのキャッシュレス決済や大型荷物を持たない手ぶら観光などを推進します。また、マナー改善を図るための交通結節点での動画放映や観光関連事業者等と協働し、天神、博多エリアなどでの対面による啓発活動に取り組みます。

観光に触れる機会の創出

市民の観光ボランティアへの参画や、活用の更なる促進などにより、観光客に触れ合う機会や福岡市の魅力ある歴史・文化を楽しみながら学ぶ機会の増加など、市民が地域に愛着と誇りを持てる取組みを推進します。

③ 観光関連産業の持続可能な経営の推進

従事者の賃金上昇に向けた稼ぐ力の向上支援

物価高騰等によるコスト上昇に対する価格転嫁などを含む取引適正化や、賃金上昇につながる国の施策の活用など、経営者層に向けた情報提供を行うとともに、宿泊業をはじめとする観光関連産業の生産性向上につながる受入環境の充実や従事者のキャリア形成・育成に向けた支援に取り組みます。

観光関連産業の魅力発信による従事者の活躍促進

観光情報サイトなどを活用した観光関連産業で働く魅力の情報発信に取り組むほか、学校教育と連携した活躍の場の創出などにより、従事者のやりがい向上や多様な人材の確保に向けた取組みを推進します。

観光振興による地域の活性化

観光による経済効果を隅々にまで波及させるため、地域と連携し、商店街や伝統産業などを含む中小企業の観光振興に係る取組みを支援します。

2 目標値

第3期プログラムにおいては、「①観光・MICE推進に係る成果指標」と第24に記載している「②取組みの視点に対応する成果指標」の2つを設定し、実現に向けて取り組んでいきます。

① 観光・MICE推進に係る成果指標

| 指 標 | 基 準 値 (令和7年度時点) | 目 標 値 (令和10年度時点) |
|------------------|--------------------|---------------------|
| 入込観光客数 | 2,309万人 | 2,600万人 |
| 外国人入国者数 | 390万人 | 480万人 |
| 観光消費額 | 6,192億円 | 9,700億円 |
| 国際会議開催件数（JNTO基準） | 79件 | 300件 |
| 福岡市に来訪した観光客の満足度 | 88.4% | 90.0% |

② 取組みの視点に対応する成果指標

| 視 点 | 指 標 | 基 準 値 (令和7年度時点) | 目 標 値 (令和10年度時点) |
|-----|--|--------------------|---------------------|
| ① | 観光が重要な役割を果たしていると思う市民の割合 | 62.9% | 70% |
| | 観光客の来訪による混雑・マナー違反に迷惑していると思う市民の割合 | 今年度調査予定 | 調査結果 - 5 % |
| ② | 賃金に満足していると答えた観光関連産業従事者の割合 | 今年度調査予定 | 調査結果 + 5 % |
| | 観光関連産業で働き続けたいと思う従事者の割合 | 今年度調査予定 | 調査結果 + 5 % |
| ③ | 外国人入国者の消費単価 | 8.4万円 | 10万円 |
| ④ | 国際会議への外国人参加者数 | 6,114人 | 15,000人 |
| ⑤ | 昼間にお勧めする観光（観光スポットやイベント、食べ歩きなど）があると答えた市民の割合 | 今年度調査予定 | 調査結果 + 5 % |

第4 推進体制とマネジメント

- 1 推進体制
- 2 推進に向けたマネジメント
- 3 財源

1 推進体制

プログラムの推進にあたっては、福岡市観光振興条例を踏まえ、市民、観光・MICE関連事業者、観光振興関連団体、福岡市がそれぞれの役割に基づき、一体となって取り組んでいく必要があります。

また、福岡市では、観光地域づくり法人※である公益財団法人福岡観光コンベンションビューロー（以下（FCVB）という。）が、地域住民や観光・MICE関連事業者等との連携強化を目指し、取組みを進めています。

そのため、福岡市とFCVBが緊密に連携を図りながら、プログラムに掲げる目標達成に向けて取組みを推進していきます。

※観光地域づくり法人とは、地域住民や商工業、宿泊施設、交通事業者など、地域の多様な関係者と協働し、観光地域づくりの司令塔となる法人のことをいいます。

【公益財団法人 福岡観光コンベンションビューローについて】

福岡市内への観光客・MICEの誘致・受入などを通じて、地域経済の活性化、人的交流の促進に寄与することを目的に活動しています。

2 推進に向けたマネジメント

プログラムの実施状況については、経済観光文化局観光コンベンション部及びFCVBを中心となって、本プログラムに掲げる目標値の進捗状況を適切に把握した上で、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルに基づき、事業の効果測定を実施するとともに、国内外の社会環境の変化を踏まえながら、必要に応じて、事業の見直しや推進体制の強化を行います。

3 財源

プログラムに基づく施策の実施にあたっては、新規性・拡充性や重要度・優先度を踏まえ、宿泊税を活用していきます。また、「観光振興基金」への積立てを行うなど、将来必要となる財源の確保に努めています。

參考資料

福岡市観光振興条例(平成 30 年福岡市条例第 55 号)

(目的)

第1条 この条例は、観光振興に関し、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、観光振興に必要な事項を定めることにより、観光振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって本市経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 観光振興に当たっては、本市が有史以前から大陸との交流窓口並びに外交及び貿易の拠点として世界とつながっており、独自の文化及び個性を育んできた国際交流都市であることを認識しなければならない。

2 観光振興は、余暇活動（余暇を利用して、学習、教育、娯楽、保養等の目的で活動することをいう。）、事業活動、会議、研修、運動競技等様々な目的を有する旅行者の来訪及び交流を促進するものであることを認識しなければならない。

3 観光振興に当たっては、それが様々な産業に幅広く波及効果をもたらすものであり、本市経済の活性化に寄与し、あわせて市民が利益を享受するものであることを認識しなければならない。

4 観光振興に当たっては、集客交流が新しい事業機会の創出、イノベーションの創出（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）第2条第5項に規定するものをいう。）、本市の知名度の向上、地域経済の活性化等新たな価値を生み出すものであることを認識しなければならない。

5 観光振興に当たっては、市民が誇りと愛着を持つことができる地域社会の発展を通して観光振興を推進することが、豊かな市民生活の実現のために重要であることを認識しなければならない。

6 観光振興に当たっては、法令等を遵守した公正な競争の下における観光振興が重要であることを認識しなければならない。

7 観光振興は、九州の玄関口としての福岡市の役割を認識し、九州内の地方公共団体との連携を図ることを旨として、行われなければならない。

8 観光振興は、旅行者が安心して、安全かつ快適に過ごすことができるようすることを旨として、行われなければならない。この場合においては、市民生活との調和に配慮するものとする。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、観光振興に関する施策を実施するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、観光振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、観光振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(観光産業の振興)

第6条 市長は、観光に関する産業の生産性の向上及び観光振興に寄与する人材の育成に必要な施策の実施その他の観光に関する産業の振興に必要な施策を講ずるものとする。

(受入環境の整備)

第7条 市長は、国内外からの旅行者が安心して、安全かつ快適に過ごすことができるよう、観光を取り巻く情勢の変化に対応した受入環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(観光資源の魅力の増進等)

第8条 市長は、国内外からの旅行者の来訪の促進を図るため、地域の食、歴史、文化、自然その他の観光資源の魅力の増進及び新たな観光資源の発見、国内外に向けた魅力の発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(MICEの振興)

第9条 市長は、MICE（国際会議その他の多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントをいう。以下同じ。）の受入環境の整備、誘致体制の強化その他のMICEの振興に必要な施策を講ずるものとする。

(持続可能な観光の振興)

第10条 市長は、宿泊施設に関する法令の適切な運用の確保、良質な宿泊施設に係る情報の提供その他の市民生活との調和に配慮した持続可能な観光振興に必要な施策を講ずるものとする。

(財源の確保)

第11条 市長は、この条例に基づく施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。

2 前項に規定するもののほか、宿泊税については、別に条例で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の施行後5年ごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

福岡市宿泊税条例（令和元年福岡市条例第28号）抜粋

附則

(福岡市観光振興条例の一部改正)

9 福岡市観光振興条例の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

(検討)

2 市長は、この条例の施行後3年を経過した場合において、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとし、その後においても、5年ごとに同様の検討を行うものとする。

○SDGsへの対応について

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略で、「誰一人取り残さない持続可能な社会」を実現するために、2015年の国連サミットで採択された、2030年を期限とする17の国際目標です。

福岡市では、多くの市民の皆様とともに策定した「福岡市総合計画」に基づき、経済的な成長と、安全・安心で質の高い暮らしのバランスが取れた、コンパクトで持続可能な都市づくりを進めることにより、SDGsの達成に取り組んでいます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



1 貧困をなくそう
あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



2 飢餓をゼロに
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



3 すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



4 質の高い教育をみんなに
すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



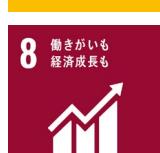
5 ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う



6 安全な水とトイレを世界中に
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



7 エネルギーをみんなに そしてクリーンにすべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



8 働きがいも 経済成長も
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



9 産業と技術革新の基盤をつくろう
強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



10 人や国の不平等をなくそう
各国内及び各国間の不平等を是正する



11 住み続けられるまちづくりを
包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



12 つくる責任 つかう責任
持続可能な生産消費形態を確保する



13 気候変動に具体的な対策を
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



14 海の豊かさを守ろう
持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



15 陸の豊かさも守ろう
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



16 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



17 パートナーシップで目標を達成しよう
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

